清掃施設運転管理業務委託要求水準書

種子島地区広域事務組合

種子島清掃センター（仮称）

第１章　総　則

１．１　目的

本要求水準書は、種子島地区広域事務組合清掃施設（以下「清掃施設」という。）における施設の運転及び維持管理業務を適正及び円滑に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

１．２　委託業務の履行

種子島地区広域事務組合（以下「本組合」という。）が委託する処理施設の運転管理業務（以下「委託業務」という。）を受託した者（以下「事業者」という。）は、当該委託業務を効率的､衛生的に履行するとともに、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等関係法令を遵守し、運転管理マニュアル等その他関係書類に基づき確実適正かつ安全にこの業務を履行しなければならない。

１．３　委託業務の場所

⑴　種子島清掃センター
　西之表市西之表１７３８５番地２
⑵　西之表ストックヤード
　西之表市西之表１４９６９番地
⑶　中種子清掃センター
　中種子町野間１５１９２番地

１．４　施設の概要

⑴　種子島清掃センター（仮称）

ア　焼却処理施設

(ｱ)	処 理 能 力	２２ｔ／日
(ｲ)	炉　型　式	連続燃焼式（ストーカ方式）
(ｳ)	炉　　　数	２２ｔ／２４ｈ×１炉
(ｴ)	処 理 対 象	可燃ごみ

イ　リサイクル施設

(ｱ)	処 理 能 力	７ｔ／５ｈ
	不燃粗大ごみ	６．２９ｔ／５ｈ
	可燃粗大ごみ	０．７１ｔ／５ｈ
(ｲ)	処 理 対 象	可燃・不燃・粗大ごみ

ウ　最終処分場

①　浸出水処理施設

(ｱ)	処 理 能 力	８m3／日
(ｲ)	処 理 方 式	生物処理・凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着・キレート吸着・脱塩・循環再利用
(ｳ)	処 理 対 象	埋立処分場浸出水

② 埋立処分場

(ｱ) 埋 立 面 積　　２，７３０m2

(ｲ) 埋 立 容 量　　２４，０００m3

(ｳ) 埋 立 対 象　　焼却灰、飛灰、不燃残渣

⑵ 西之表ストックヤード

(ｱ) 施 設 面 積　　約１００m2（整備計画中）

(ｲ) 処 理 対 象　　ビン等一時保管施設

⑶ 中種子清掃センター

(ｱ) 施設面積　　約３００m2

(ｲ) 処理対象　　可燃・不燃・資源ごみ一時保管及び資源ごみ（ペットボトル）の中間処理

１．５ 委託業務の内容

委託業務の内容は、本組合の指示に従い清掃施設の運転管理、清掃、点検、記録及び環境整備を行うものとし、その主なものは次のとおりとする。また、業務の範囲については、５．１のとおりとする。

⑴ 処理設備の運転及び監視

⑵ 処理施設の維持管理

⑶ 処理設備の保守、点検、整備及び軽微な補修

⑷ 各種計測機器の点検調整、記録及び指示値の確認

⑸ 簡易な機械の分解、点検調整及び部品交換

⑹ 各種薬品等の受入、調合、充填、交換及び在庫管理

⑺ 可燃ごみの受入、計量及び投入

⑻ 不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの受入、計量及び処理

⑼ 破砕残渣物の搬出・運搬

⑽ 資源物搬出品の積み込み

⑾ 焼却灰及び飛灰の搬出

⑿ 最終処分場の埋立、保守及び整備

⒀ 燃料（重油・軽油類）、消耗品等の受入及び在庫管理

⒁ 処理施設の運転日報、月報及び報告書等の作成

⒂ 施設内外の除草、清掃、点検及び整備

⒃ リサイクル可能な品の選別及び簡易な修理・再生

⒄ その他、本組合が指示する事項

１．６ 委託業務の期間

委託業務の期間は、平成２４年４月２日から平成２７年３月３１日までの３年契約とする。

１．７ 委託業務時間及び休日

委託業務は、原則として毎週月曜日から土曜日までの業務態勢とし、業務時間は、

焼却施設については２４時間連続運転となる。その他の施設については８時間勤務とする。ただし、特別受入日（年末年始概ね３日間及び大型連休等で特別受入れを必要とするとき。）を除き、補修等により特別な勤務日及び休日が生じた場合は、協議するものとする。

１．８　指示の履行

事業者は、本組合の指示に従って委託業務に従事しなければならない。また、定期補修等によるごみの残余状況に応じて、休日（日曜日の概ね５日とする。）の運転を含むものとする。ただし、月１回の第３日曜日に限り地域清掃作業等によるごみの受入業務を行うものとする。又、その他に緊急に委託業務の依頼をすることもある。

第２章　運転管理の方針

２．１　基本方針

事業者は委託業務の管理運営に当たっては、次の基本方針を遵守すること。

⑴　運転マニアルや運転管理に係る関係書類に基づき施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処分を行うこと。

⑵　施設の安全性を確保すること。

２．２　組合への報告

施設の運転管理に関して、本組合が指示する報告、記録、資料等は直ちに提出すること。

第３章　運転管理体制

３．１　業務実施体制

⑴　事業者は、委託業務を適正に履行するため、従事者数については、施設の安定稼動に必要な適正人員の配置を行うものとする。

なお、委託業務の常勤時間、その他の夜間の業務時間についても、それぞれ適正人員の配置を行うものとする。

下記配置項目については、参考として示すものである。

①　総括責任者　〇名

②　焼却処理施設

ア　主任管理者（副責任者）　〇名（最終処分場兼務も可）

イ　ごみクレーン操作要員　〇名

ウ　焼却炉操作要員　〇名

エ　補機要員　〇名

③　リサイクル施設

ア　主任管理者（副責任者）　〇名

イ　選別運転要員　　　　　　○名
ウ　搬出・貯留要員　　　　　○名
エ　計量事務　　　　　　　　○名（パート可）

④　最終処分場

ア　主任管理者　　　　　　　○名（焼却施設兼務も可）

⑤　西之表ストックヤード

清掃センター要員で兼務

⑥　中種子清掃センター

ア　主任管理者　　　　　　　○名
イ　資源ごみ処理要員　　　　○名
ウ　ごみ受入搬出要員　　　　○名
エ　計量受入要員　　　　　　○名

⑵　交代勤務等の勤務体制及び時間割等を定めておくこと。

３．２　有資格者の配置

事業者は、本業務を行うにあたり次の有資格者を配置しなければならない。

⑴　種子島清掃センター

ア　廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理・リサイクル・最終処分場技術管理士）
イ　クレーン運転士（特別教育修了者）
ウ　危険物取扱者（乙種第４類）
エ　酸素欠乏・硫化水素危険物作業主任者（技能講習修了者）
オ　廃棄物の焼却・リサイクル施設に関する業務の特別教育を受講修了者
カ　特定科学物質等作業主任者
キ　車輌系建設機械運転士（車輌系建設機械運転技能講習修了者）
（フォークリフト、バックホー、タイヤショベル等）
ク　玉掛け技能講習修了者
ケ　その他関係法令等で必要な資格者

⑵　中種子清掃センター

ア　車輌系建設機械運転士（車輌系建設機械運転技能講習修了者）
(フォークリフト、バックホー、タイヤショベル等)
イ　玉掛け技能講習修了者
ウ　その他関係法令等で必要な資格者

３．３　緊急連絡体制

緊急事態発生に備えて緊急時の連絡体制を定めておくこと。

第４章　運転管理業務

４．１　運転管理マニュアル

⑴　事業者は施設の安全管理や緊急時の対処及び施設の運転操作に関して、施設の

取扱説明書や本組合の定める運転管理マニュアルに基づき、独自の運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転をしなければならない。

⑵　事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

４．２　運転計画の作成

事業者は、人員配置及び委託業務内容等を記載した運転計画書を作成し、本組合に提出して承認を得なければならない。また事業者は、受託期間においては月末毎に、翌月の運転計画書を本組合に提出しなければならない。

４．３　運転教育について

事業者は､本業務受託開始時又は本業務履行中において､配置技術者の業務訓練､安全衛生教育を徹底して行うこと。

第５章　維持管理業務

５．１　業務の範囲について（参考）

事業者が行う本業務の業務範囲については次のとおりとする。

【種子島清掃センター】

１　焼却処理施設

⑴　受入供給設備

ア　プラットホームに関すること。

イ　ごみの受入に関すること。

ウ　ごみクレーンに関すること。

⑵　燃焼設備

ア　立ち上げ及び立ち下げに関すること。

イ　焼却炉の燃焼に関すること。

ウ　燃焼設備に関すること。

⑶　燃焼ガス冷却装置

ア　井戸水位に関すること。

イ　各水槽に関すること。

ウ　ポンプ等に関すること。

エ　ガス冷却装置に関すること。

⑷　熱利用設備

冷暖房設備に関すること。

⑸　集じん設備

集じん設備に関すること。

⑹　灰出し設備

ア　灰出しコンベアに関すること。

イ　ダストコンベアに関すること。

⑺　排水処理設備

排水処理設備に関すること。

⑻　焼却灰搬出

焼却灰搬出に関すること。

⑼　その他各種設備及び装置の運転、管理に関すること。

⑽　各種薬品等の受入、調合、充填、交換及び在庫管理に関すること。

⑾　車輌等の点検、整備及び清掃に関すること。

2　リサイクル施設（管理施設全般の業務範囲も含む）

⑴　ごみの搬入搬出管理

ア　ごみの特性、量、質の把握に関すること。

イ　処理残渣の特性、量、質の把握に関すること。

ウ　資源化物の特性、量、質の把握に関すること。

エ　用役等、施設関係の搬入車両の管理に関すること。

オ　処理物の搬出に関すること。

カ　資源物の搬出に関すること。

⑵　受付管理

ア　搬入ごみの受入検査に関すること。

イ　搬入ごみの料金徴収に関すること。

ウ　搬入ごみの計量に関すること。

エ　搬入車両の誘導に関すること。

⑶　受入管理

ア　可燃、不燃、粗大、資源ごみの受入に関すること。

イ　プラットホーム等の搬入車輌の誘導に関すること。

⑷　受入供給装置

ア　ダンピングボックスに関すること。

イ　供給コンベアに関すること。

ウ　受入供給装置へのごみ供給に関すること。

エ　供給ごみの選別に関すること。

⑸　破砕装置

ア　高速破砕設備に関すること。

イ　二軸破砕設備に関すること。

ウ　切断設備に関すること。

エ　蛍光管破砕設備に関すること。

オ　その他破砕・選別等関連設備に関すること。

⑹　選別装置

ア　磁選機に関すること。

イ　ふるい分別装置に関すること。

ウ　アルミ選別機に関すること。

⑺　搬送装置

各搬送コンベアに関すること。

⑻　貯留搬出装置

ア　可燃物コンテナ、処理残渣物貯留ホッパ及びコンテナに関すること。

イ　貯留ホッパ関連設備に関すること。

⑼　公害防止装置

ア　サイクロン、ろ過式集塵機、脱臭装置に関すること。

イ　排風機に関すること。

⑽　給水装置

プラント給水ポンプに関すること。

⑾　リサイクル展示品

リサイクル展示品の選別、簡易な修理・再生に関すること。

⑿　その他各種設備及び装置の運転・管理に関すること。

⒀　車輌等の点検、整備及び清掃に関すること。

⒁　見学者の対応（施設案内補助）に関すること。

3　最終処分場

⑴　浸出水処理施設

ア　浸出水処理設備の運転に関すること。

イ　再利用水に関すること。

ウ　汚泥処理に関すること。

エ　汚泥の搬出に関すること。

オ　地下水監視に関すること。

カ　水質分析に関すること。

⑵　埋立処分場

ア　処分場の埋立、整地及び清掃に関すること。

イ　しゃ水設備に関すること。

ウ　雨水等集水設備に関すること。

エ　地下水集水設備に関すること。

オ　周辺の整備、清掃に関すること。

⑶　沈砂池・排水路

整備、清掃に関すること。

⑷　各種設備及び装置の運転に関すること。

⑸　各種薬品等の受入、調合、充填、交換及び在庫管理に関すること。

⑹　車輌等の点検、整備、清掃に関すること。

4　中種子清掃センター(中間保管施設)

⑴　受入・受付管理

ア　搬入ごみの受入検査に関すること。

イ　搬入ごみの料金徴収に関すること。

ウ　搬入ごみの計量に関すること。

エ　搬入車両の誘導に関すること。

⑵　運転管理

ア　資源ごみの処理に関すること。

イ　運転操作に関すること。

⑶　搬出管理

ア　処理物の搬出に関すること。

イ　ごみの運搬搬出に関すること。(西之表へ)

⑷　圧縮装置

ア　圧縮梱包機に関すること。

⑸　維持管理

ア　物品管理、用役管理に関すること。

イ　整備、清掃に関すること。

ウ　車輌等の点検、整備、清掃に関すること。

5　西之表ストックヤード(中間保管施設)

⑴　資源ごみ（ビン類）の保管に関すること。

⑵　資源ごみの運搬搬出に関すること。(中種子へ)

⑶　整備、清掃に関すること。

6　運転管理（施設全体共通項目）

⑴　運転管理計画に関すること。

⑵　運転管理に関すること。

⑶　運転管理基準の整備に関すること。

7　維持管理(施設全体共通項目)

⑴　物品管理、用役管理に関すること。

⑵　点検（設備機器等）に関すること。

⑶　保全管理に関すること。

8　軽微な機器の補修

分解清掃、調整、部品交換等、軽微な補修に関すること。

9　管理道路

整備、清掃に関すること。

10　前号に関する機器の点検・調査を行い記録する業務及び報告

11　前号に関するごみの搬入・処理・搬出データの記録及び報告

12　敷地内外の整備及び美観保護に関する業務。

⑴　除草（定期的に実施し美観に努めること）に関すること。

⑵　清掃に関すること。

⑶　植栽及び花壇に関すること。

13　清掃施設内における生活用水の安全管理（残塩測定等）に関すること。

14　その他前各号に関連し、本組合が指示する業務。

5．2　軽微な補修について

建物、居室、設備及び備品の維持管理は本組合で行うが、業務時間内における施設の全般的な管理業務、機械設備、電気設備その他の設備の簡易な保守整備及び補修業務、防犯、防火その他の保安業務並びに事故（重大な事故を除く）及び初期消火の対応等は、事業者で行うものとする。

また、事業者は、軽微な補修については、点検等を定期的に行い、機器の状態を把握し、異常があった場合には、重大な故障になる前に直ちに原因を調査し、補修を行うこと。

５．３　日常の管理及び点検について

事業者は、点検リスト等を作成し、点検後は直ちに総括責任者、副管理者等への報告を行い、運転従事者への情報の共有も確実に行うこと。

また、機器の管理については台帳を作成し、管理・補修状況を常に把握すること。

５．４　契約終了時の事業引渡しについて

契約終了後は受託期間中記録したデータを製本し、すべての情報を後任の受託業者へ引継ぎを行うこと。

第６章　環境管理業務

６．１　環境保全について

事業者は、関係法令による公害規制値を遵守し、地元住民はもちろん市民に対しても安全安心を提供できるように運転管理を行うこと。

６．２　作業環境計画について

事業者は、処理施設内の作業環境管理区分を十分に理解し、適切な保護具等を着用すること。

また、事業者は場内外の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

６．３　ヒューマンエラー防止について

事業者は、ヒューマンエラーによる事故、故障防止の対策を行うこと。

第７章　関連業務

７．１　場内清掃について

事業者は、委託業務を行う建物や処理施設内を常に整理整頓し、清潔に保たなければならない。

７．２　防火管理について

事業者は、消防法関係法令に基づき、防火上必要な組織を整備し、防火管理体制について本組合に報告すること。

また、火災を未然に防止するため、火元責任者を選任し、火気の慎重な取扱いを徹底すること。

７．３　施設整備・防犯体制について

事業者は、場内の警備体制を整備し、整備した施設警備・防犯体制について本組合に報告すること。

７．４　車両管理について

事業者は、車両運転記録簿を作成し、運転者、用途、距離数等を記録し、月毎に本組合へ報告すること。なお、車両の点検や清掃も適時行い、異常があった場合は速やかに報告すること。

第８章　地域に対する配慮

８．１　地域との協調性について

事業者は、業務遂行上、地域に開かれた施設管理を目指すと共に、環境問題はもとより、地域に配慮した施設管理に努めること。

８．２　地域雇用及び処遇について

事業者は、従業員の雇用に際して、現在本組合施設に従事している職員（西之表施設５名、中種子施設４名）の再雇用について考慮すること、また、他の従業員の雇用に関しても、地域からの雇用に配慮すること。

尚、従業員の募集及び雇用条件、処遇に関して本組合との連携等、考慮すること。